

サービス利用契約（変更）合意書

NPO 法人アップル・シード(以下「甲」という。)と、利用者(以下「乙」という。)は、乙と甲との間で新たな契約、および、締結済みの公費の障害福祉サービス事業・地域生活支援事業・特定相談支援事業(以下「本利用契約」という。)について、次のとおり変更合意する。

第 1 条(変更の趣旨)

1. 甲は、従前、無償で実施していた付加的支援の一部について、任意の有料オプションサービス(以下「任意サービス」という。)として提供する。
2. 任意サービスの内容・料金その他条件は別紙1(任意サービスの概要)および別紙 2(任意サービス提供契約書)、別表(料金表)のとおりとする。

第 2 条(運送の非提供・外部委託)

1. 任意サービスは公費給付対象外の任意契約であり、利用の有無は乙の自由意思に委ねられ、本利用契約の基本サービスの提供に影響を与えない。
2. 任意サービスの対価は、職員の付添い・待機・手配・記録作成等の同行支援に係る稼働時間に基づき算定され、距離・走行時間・経路・乗車回数等の運送要素には連動しない。

第 3 条(送迎の取扱い)

1. 甲は、乙の自宅⇄事業所、乙の自宅⇄外出先、外出先⇄事業所の送迎について、従前どおり無償の取扱いとし、乙から運送の対価(運賃相当)を受領しない。
2. 前項の無償の取扱いは、本変更後も継続され、任意サービスの利用有無により差別的取扱いが生じないよう配慮する。

第 4 条(運送の無償性／非有償性)

1. 甲が無償で送迎・移送を行なう場合であっても、対価の授受は行なわない。ただし、当該移送に直接必要となる実費(例：燃料費(概算)・有料道路料金・駐車場料金・当該移送に付随して加入する一時的保険料・レンタカー借料等)は乙の負担とし、甲は実費精算を行なうことができる。

第 5 条(料金の明示および同意)

1. 任意サービスの料金、算定単位および実費負担の範囲は別紙 1「料金表」のとおりとする。
2. 甲は料金その他条件を変更する場合、原則 1 か月以上前に書面で周知する。
3. 乙は、任意サービスの利用ごとに申込書(別紙 3)を提出し、内容・見積り・料金に書面で同意する。

第 6 条(周知・経過措置)

1. 本変更の施行に先立ち、甲は乙に対し書面説明を行なう。

2. 従前の無償対応を既に予約・計画している案件がある場合は、その予約・計画の終了までは、従前どおりの取扱いとする等、合理的な経過措置を設ける。

第 7 条(効力発生日)

本変更の効力発生日は、令和7年11 月1日とする。

署名欄

- 甲(事業者):NPO 法人アップル・シード

所在地:愛知県瀬戸市福元町44番地

代表者:代表理事 成瀬 毅 印

- 乙(利用者):

氏名:[] 印]

生年月日:[]

住所:[]

- 代理人(保護者等):

氏名:[] 印] 続柄:[]

住所:[]

別紙 1:任意サービスの概要

- ① 名称:同行支援・手配補助サービス(運送の対価は含まない)
- ② 目的:乙の通院・行政手続・買物・余暇等における付添い・手配・待機・記録作成等の支援(※通所送迎は従前どおり無償)
- ③ 提供時間:平日[8:30~17:30](時間外・休日は割増)
- ④ 料金:30 分あたり 1,100 円(税込)／時間外・休日 25%加算
※算定は職員稼働時間(現地付添い・手続補助・徒歩／公共交通の同伴・待機・記録作成)に基づき、距離・区間・走行時間・乗車回数等の運送要素には連動しない。
- ⑤ 実費:
 - A. 外部運送を用いる場合…運賃は乙が事業者へ直接支払
 - B. 甲が無償送迎を行なった場合…燃料費(概算)・有料道路料金・駐車場料金・当該移送に付随する一時的保険料・レンタカー借料は乙が甲へ実費精算。
- ⑥ 申込:別紙 3 申込書により、原則 2 営業日前まで
- ⑦ 取消:前日[17:00]まで無料。以後は所定の取消料(上限:予定時間 1 時間相当)

別紙 2:任意サービス提供契約書

NPO 法人アップル・シード(以下「甲」という。)と利用者(以下「乙」という。)は、乙の希望に基づき、次のとおり任意サービス提供契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条(目的・性質)

1. 本契約は、乙の外出・受診・行政手続等に際し、甲の職員が付添い・手配・待機・記録作成等の支援(以下「同行支援」という。)を提供することを目的とする。
2. 本契約は、道路運送法上の運送の提供、または運送の対価の受領を目的としない。甲が実施する通所送迎その他の無償の移送は本利用契約に基づくものであり、本契約の対価の対象外である。

第 2 条(サービスの範囲)

1. 同行支援の内容は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 受診・検査・相談等への付添い・受付補助・説明補助・待機
 - (2) 行政機関・金融機関・公共施設等への付添い・手続補助
 - (3) 生活関連行為・余暇活動(買物・文化的行事等)に係る付添い
 - (4) 運送事業者の手配、スケジュール調整、支払い方法の案内
 - (5) これらに付随する記録作成・関係者への情報連絡
2. 本契約に基づく対価の算定対象は同行支援に要した職員の稼働時間であり、距離・走行時間・経路・乗車回数等の運送要素には連動しない。

第 3 条(外部運送の利用)

1. 乙は、タクシー・介護タクシー・福祉有償運送・公共交通その他適法な運送手段を乙の名義で直接手配・契約し、当該運賃・料金を運送事業者 directly 支払う。
2. 甲は、乙の求めにより運送事業者の紹介・連絡調整を行なうが、当該運賃の立替・収納は行なわない。
3. 甲が本利用契約に基づき無償の送迎・移送を実施する場合があっても、当該移送は本契約の対価に含めない。

第 4 条(料金・算定・支払)

1. 乙は、同行支援に係る対価として、別表(料金表)記載の時間単価を甲に支払う。
2. 算定は職員の稼働時間(現地付添い・徒歩／公共交通の同伴・待機・記録作成)に基づき、運送要素(距離・走行時間・経路・乗車回数等)には連動しない。
3. 実費は、外部運送の運賃(乙→事業者直接支払)のほか、甲が無償送迎を行なった場合に限り、燃料費(概算)・有料道路料金・駐車場料金・当該移送に付随する一時的保険料・レンタカー借料を乙→甲で精算できる。

4. 支払は月末締・翌月末日(振替手数料が発生する場合は乙負担)とする。遅延が生じた場合、乙は法定利率(民法所定)による遅延損害金を支払う場合がある。
5. 金額は税込とし、税率改定があった場合は改定後の税率を適用する。端数は1円未満四捨五入とする。

第5条(申込み・変更・取消)

1. 乙は、別紙3 申込書により、原則として実施予定日の2営業日前までに申込み。
2. 取消は前日[17:00]まで無料、以後は予定時間1時間相当額を上限に取消料を申し受ける。
3. 天災地変・交通遮断・感染症の拡大・医療機関等の事情その他やむを得ない事由により、甲は安全確保の観点から中止・延期できる。

第6条(安全配慮・記録・緊急時対応)

1. 甲は、同行支援にあたり安全に配慮し、必要に応じて職員2名体制を採ることがある。
2. 甲は、緊急時、119番通報・医療機関連絡、家族等への連絡その他必要な措置を講ずる。

第7条(提供停止)

1. 乙が本契約上の金銭債務を履行しないとき、または本契約に違反したとき、甲は催告の上、任意サービスの提供を停止できる。
2. 行政指導・監査結果等により提供条件の変更・停止が必要となる場合、甲は停止または条件変更を行なうことができる。

第8条(責任・免責)

1. 運送行為に起因する事故・遅延等については、外部運送事業者の利用時は同事業者の約款による。甲が無償の送迎を実施した場合は、法令及び加入する自動車保険の約款に従い対応する。
2. 甲は、甲の故意または重過失により乙に損害を与えた場合に限り、現実が発生した通常損害の範囲で賠償する。逸失利益・間接損害・特別損害は賠償の対象外とする。
3. 賠償額の上限は1件あたり[200,000]円または直近6か月間に乙が甲に支払った任意サービス対価合計額のいずれか高い方とする。

第9条(個人情報の取扱い)

1. 甲は、本契約の履行に必要な範囲で運送事業者・医療機関等に必要情報を提供することがある。
2. 乙は、甲の個人情報保護方針を確認のうえ同意する。乙は同意の全部又は一部を撤回できるが、その場合に生じるサービス提供上の制約について甲は責任を負わない。
3. 記録・申込書・同意書等の保管期間は最長5年間とする(法令等に別段の定めがある場合を除く)。

第10条(禁止事項)

乙は、次の行為を行ってはならない。違反した場合、甲は同行支援を中止・退去要請し、必要に応じて本契約を解除できる。

- (1) 法令・公序良俗に反する行為、危険物の持込み
- (2) 暴言・暴力・ハラスメント(セクハラ・パワハラ等)
- (3) 虚偽の申告、他人になりすます行為
- (4) 甲の指示に従わず安全を害するおそれのある行為

第 11 条(不可抗力)

天災地変、感染症の流行、停電、交通機関の大幅遅延・運休、行政の指示等不可抗力により履行が困難となった場合、当事者はその責を負わない。

第 12 条(期間・解約)

1. 契約期間は契約締結日から 1 年間とし、期間満了の 1 か月前までに当事者いずれからも書面による解約申出がないときは、同一条件で 1 年自動更新する。
2. 当事者は、相手方が契約に違反し、催告後もなお是正しないときは本契約を解除できる。

第 13 条(地位の譲渡・再委託)

当事者は、相手方の書面承諾なく、本契約上の地位または権利義務を譲渡・担保提供してはならない。

第 14 条(反社会的勢力の排除)

当事者は、反社会的勢力に該当・関与しないことを表明・保証し、違反時には催告なく解除できる。

第 15 条(準拠法・合意管轄)

本契約は日本法に準拠し、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を専属的合意管轄とする。

第 16 条(分離可能性・完全合意)

1. 本契約のいずれかの条項が無効・違法・執行不能と判断されても、その他の条項の効力に影響を及ぼさない。
2. 本契約は、本件任意サービスに関する当事者間の完全な合意を構成し、口頭または書面の従前の合意に優先する。

第 17 条(協議事項)

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項は、関係法令及び行政指導の趣旨に従い、誠実に協議して解決する。

別表:料金表

- ① 同行支援(平日 8:30-17:30)…30 分 1,100 円(税込)
- ② 時間外(17:30-8:30)・土日祝…上記の 25%加算
- ③ 実費:
 - A. 外部運送の運賃(乙→事業者直接支払)
 - B. 甲が無償送迎を行った場合に限り、燃料費(概算)・有料道路料金・駐車場料金・当該移送に付随する一時的保険料・レンタカー借料(乙→甲実費精算)運送事業者の運賃、駐車料、職員の公共交通費等(乙が直接支払、または実費精算)
- ④ 上限額:1 回あたり上限[11,000]円(税・実費別)(※過大請求防止・予見可能性確保のため)
- ⑤ 通所送迎・当日無償移送への対価は含まれない(対価の請求対象外)

別紙 3:任意サービス 申込書

■ 申込者(乙):

氏名[]

連絡先[]

■ 実施日:

令和[]年[]月[]日([]曜)

■ 集合・解散場所:[]

■ 目的地・用務:[](例:〇〇病院 受診)

■ 希望時間帯:[]～[](予定所要:[]時間)

■ 必要な支援内容:☐付添い ☐受付補助 ☐説明補助 ☐待機 ☐記録作成 ☐その他
[]

■ 運送手段(乙が直接契約):

☐タクシー ☐介護タクシー ☐福祉有償運送 ☐公共交通 ☐その他[]

■ 見積金額:

同行支援料(30 分×[]コマ)=¥[]/時間外加算=¥[]/実費目安=
¥[]

■ 同意:上記内容・料金に同意し申込みます。

令和[]年[]月[]日 申込者署名(印)